

平成19年定例第4回金沢市議会

平成19年12月14日

○12番（粟森 慨君）会派市民の一員として、以下数点お尋ねいたします。

質問の第1は、公共交通についてであります。

近年、地方都市における公共交通は、危機的な状況にあると言われております。本市でも例外ではなく、モータリゼーションの進展などにより、鉄道やバスの利用者数は、昭和40年と比較すると、路線バスで約40%、鉄道では約38%まで落ち込み、この減少傾向になかなか歯どめをかけることができないのが現状です。公共交通利用者が減少している要因は、行政、交通事業者、利用する側の市民、それぞれの思いが一致していないことが大きな要因であると考えられますが、今後高齢社会における市民の移動手段の確保や地球温暖化の原因と言われている二酸化炭素の排出抑制などから、公共交通の重要性を再認識しなければならぬ時期に来ていると思われまます。このような状況を踏まえて、本年11月を公共交通利用促進月間と位置づけ、「市民会議2007」や「市民ノーマイカーデー」、そして環状バスの運行実験など、さまざまな取り組みが行われました。特に、11日の「市民ノーマイカーデー」では、市内を走る路線バスの大人運賃を半額、子供運賃を50円均一に設定し、加えてフラットバスについては無料としました。報道によれば、通常の日曜日と比較し、路線バスの利用者が33%ふえ、無料のフラットバスでは2.6倍の利用者があったということです。そこでまず、公共交通利用促進月間を終えられた今、その評価と今後の取り組みについて、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、フラットバスについてお伺いいたします。フラットバスは、平成10年から運行され始め、公共交通の空白地域や不便地域のモビリティ向上、高齢者の日常的な移動手段、さらには都市内交通体系の一翼を担うなどの目的で、市民から愛されてきました。この実績を踏まえて、平成20年度から、長町、長土堀地区を中心に第4のフラットバス新規ルートを開設するために準備を進められておられます。今回のフラットバス導入は、歩行者専用道路の導入や一方通行の拡大を同時に行うものであり、歩けるまちづくりの本格的な実践とも言えますが、市長の思い描く今後の長町、長土堀地区のまちづくりについての御所見をお伺いするとともに、今回の新路線で

は、どの程度の利用者数を見込んでおられるのかお伺いします。

ところで、フラットバスは便利である一方、乗車運賃100円に対し、平成18年度の運行経費に車両のメンテナンス費を加えた経費は、乗車人数1人当たり246円かかっております。こうしたことから、既存の3ルートのランニングコストは、同年度決算で約1億円の赤字となっており、不採算路線であるとも言えます。そこで、新ルートでの運行が始まれば、ランニングコストがさらに増加することが予測されますが、どのように考えておられるのかお伺いするとともに、改善策があればお聞かせください。

ところで、ことし3月に策定された「新金沢交通戦略」では、民間事業者が運行する均一区間の料金低減がうたわれております。確かに、中心市街地の初乗り運賃が200円では、利用者にしてみれば割高感が否めません。これまで市としても、民間事業者との間で意見交換の場を持ち、料金引き下げに向けて話し合いを重ねられていることは承知しておりますが、民間事業者にしてみれば、ここ数年の乗車率の低下で経営状況は厳しく、運賃の値下げは企業の経営を左右しかねないことから、事柄は前進をしていないと理解をしております。金沢バストリガー方式の思惑どおりに進まなければ、民間事業者の経営を圧迫すると同時に、民間運行の路線バスの便数が減り、結果として自治体が公営公共交通を運行せざるを得なくなることも考えられます。現在中核市で公営公共交通を営んでいる6市の平成18年度分の運行経費を見ると、公共交通を運行するための経費が一般会計に対する比率で0.23%から1.09%を示し、巨額の財政負担を強いられております。幸い本市では公営公共交通を運行しておらず、この比率が0.01%にとどまっておりますが、企業努力だけでは乗車率を上げることが難しい昨今、民間事業者を支えながら連携していくことが、本市の公共交通を維持していく上で重要になってくると考えられます。これらのことから、公共交通を重要視しているヨーロッパの都市で見られるように、行政が公共交通を積極的に支える体制が必要との思いを持ちますが、市長の御所見をお伺いいたします。

今日までの本市の取り組みや実態を踏まえ、金沢市に最適な公共交通網や運賃のあり方について、より踏み込んだ議論が必要ではないかと考えます。その際、最も重要なことは、市民の意識改革により公共交通を利用していただくことではありますが、今後、

市民の求める公共交通にいかにつづき、どのような方法で公共交通利用促進に向けた市民の意識啓発を促そうと考えておられるのか、御所見をお伺いします。

質問の第2は、障害者福祉施策についてであります。

平成18年10月から全面施行された障害者自立支援法は、前制度である支援費制度以上に自立に向けた支援体制を強化するというたい文句でスタートした制度であります。ところが、障害者福祉施設や在宅支援の医療に係る定率1割の応益負担制度の導入のため、利用者にとっては、必要なサービスの手控えや生活費の削減などで生活水準の低下を招く深刻な事態となっているほか、地域生活を支えてきた事業者側も、報酬単価の引き下げや日額払い方式の導入により、事業運営の継続が困難となる状況を招きました。政府は、こうした事態から激しい批判を受け、昨年末に全面施行後わずか2カ月で総額1,200億円に上る補正予算を組み、加えて、本年4月から2年間に限って、低所得者の負担の上限を4分の1に下げるなどの特別対策を講じてきました。さらに、ここに来て、障害者自立支援法の抜本的な見直しを検討する動きや、現行の1割負担を廃止する改正案が参議院に提出されるなど、この法律が定着しないうちに大きな改正が行われることが想定されることから、サービスを提供する市町村やサービスの受益者である障害のある方に混乱を来すことが危惧されております。このような法施行後の一連の経過を市長はどのように受けとめておられるのかお伺いするとともに、幾つか挙げられているこの制度の問題点を踏まえて、今後どのような制度の改正が必要と考えておられるのか、お尋ねいたします。

また、障害者認定制度についてであります。身体に障害のある方に比べ、知的障害のある方や精神障害のある方には、これまで判定が軽く見られがちであるという批判もありましたが、この判定基準について、国は早急に実態を調査した上で大幅な見直しを実施する方針であることも伝えられております。この判定基準の見直しが行われれば、本市にも影響が出てくると想定されますが、本市の認定の実態とあわせ、見直しの課題はどこにあると考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、精神に障害のある方への支援体制についてであります。平成19年度当初で、本市には精神障害の自立支援医療の対象者として4,000人近い方々が

いらっしゃいます。そこで、この法律のサービス受益者である精神に障害のある方への対応について、以下数点お伺いいたします。

まず初めは、医療費の助成制度についてであります。この法律施行以前は、通院医療の自己負担が県の公費負担制度により5%でありましたが、法の施行に伴い、通院医療費が原則10%の自己負担となりました。特に、精神に障害のある方は、病気の特性から薬を飲み続けなければならず、通院医療費に大きな負担感を持っております。一方で、重度の身体と知的障害のある方に限っては、石川県の制度である心身障害者医療費助成制度を利用すれば自己負担は発生しなくなります。以前にも本会議で質問させていただきましたが、この法律が、身体・知的・精神の各障害のある方に適用される以上、精神に障害のある方も心身障害者医療費助成制度に加えられべきだと考えますが、本市として、石川県に対しどのような対応をされ、県はどのようなスタンスにあるのかお尋ねし、あわせて、県内の6市町が実施している通院時の医療費助成を本市が導入できないのかお伺いいたします。

2つ目は、住宅などの居住地の整備についてあります。この法律では、障害のある方の地域生活への移行を進めることも目標に掲げておりますが、精神に障害のある方に対するグループホームやケアホームなどの住まいの確保に加え、地域活動支援センターや生活訓練などの、地域で生活するための施設に対する支援体制はどのように確保され、法施行後どのような取り組みをされておられるのかお伺いいたします。

3つ目は、在宅生活支援体制についてであります。以前は、保健師の訪問により、通院や服薬管理などの医療の指導や日常生活の相談・指導がきめ細かく行われていたとお聞きしておりますが、最近では、精神担当の保健師が少ないせいか、極端に訪問回数が少なくなっているのが現状であります。今後、精神に障害のある方に対する訪問指導の実施についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

4つ目は、行政支援だけではなく、関連組織の強化を図るための事務所体制についてであります。精神に障害のある方々の団体は、身体・知的の障害のある方々の団体に比べ、活動面や組織体制が追いついていないのが現状ですが、今後、精神に障害のある方々の組織の連携強化を図るため、身体・知的同様に、金沢市精神障害者家族連合会の事務所を松ヶ

枝福祉館のような公的施設に設置することができないものかお伺いいたします。また、当会のみならず、障害のある方々の団体間の連携強化を図るため、公的施設の空きスペースなどを活用して、それらの団体やNPOが一堂に入居できる施設整備を考えることができないものかお伺いいたします。

質問の第3は、金沢歌劇座の改修についてであります。

金沢歌劇座は、昭和37年に金沢市観光会館として開館以来、コンサートや演劇、踊りを開催できる芸術文化施設として、あるいは、学会、式典などが開催できる多目的施設として、多くの市民に親しまれてきました。しかし、以前の観光会館という名称では観光施設と誤解されやすく、名称と利用目的とが一致していないという指摘がなされておりました。そこで、平成18年3月より文化施設名称検討委員会で検討を重ねた結果、「座」には人が集まるという意味合いと、「歌劇」には歌も劇も含むという幅広い分野イメージに加え、ほかに類似した名称が少ないということで「歌劇座」という名称が提言されました。その後、本年3月に金沢歌劇座条例が可決され、10月1日から正式に「金沢歌劇座」として生まれ変わりました。この名称変更のタイミングに合わせて施設の大規模な改修が行われるとお聞きしております。改修スケジュールを見てみますと、本年は舞台機能向上改修工事の基本設計を行い、明年度の実施設計を終えて、工事そのものは平成21年12月から22年10月までの11カ月間を要すると伺っております。現在は基本設計の段階ですが、今回の改修工事では、どういうねらいで、どのような内容の整備を行おうとしているのか、まずお聞かせください。

一方、都市の魅力を高め、集客力を付加する意味で、コンベンション機能の強化を図ることも必要ではないかと考えております。これまで小松空港を発着の国際定期便でありました韓国のソウル、中国の上海に続き、来春には台湾との定期便が就航することになり、今後海外からの来沢者も増加することが予測されます。しかも、7年後の北陸新幹線の開通や金沢港の機能強化などで移動手段の整備が進むと同時に、世界遺産登録を目指し、日本海側の観光や経済の拠点都市を目指して鋭意努力をされておりますが、一方で、大規模な全国大会や世界大会を実施する際、宿泊施設は質・量とも充実しているにもかかわらず、大会を行う収容施設の規模や会議場の機能が不十分であるとよく耳にします。都市の規模は

違いますが、福岡市で平成15年にオープンした福岡国際会議場は、約100億円の総工費をかけて建設されましたが、開場からわずか1年でその額を上回る経済効果を生み出しました。そこで、今回の歌劇座の改修工事は、大規模な大会を誘致するためのコンベンション機能を有する施設になり得るのか、お伺いいたします。

質問の第4は、玉川こども図書館についてであります。午前中の答弁の中で、この施設を子供の読書を推進するメインとして考えておられる発言がありました。大きな期待を持ちながら、質問をさせていただきたいと思っております。

平成16年度から始められた学校図書貸し出し業務は、公共図書館が学校からの依頼書によって、司書が選んだ本を毎週木曜日に学校へ配送し、最長3週間の貸し出しをして、回収するサービスです。利便性がよく、学校教育にも役立っていることから、現在、玉川、泉野両図書館の利用冊数をあわせると、年間2万冊を超えており、今後学校からの要望がさらにふえることになれば、本の冊数が不足することも考えられ、このサービスの機能を充実してほしいという要望が多く寄せられております。そこで、適切な図書館の人員配置に加え、より専門性を持った人材の育成や研修なども必要になると考えますが、来年開館される玉川こども図書館にもこの機能を持たせることができないかお尋ねいたします。

この事業の前身である「わくわく本棚キャラバン隊事業」では、職員と学校とボランティアの間で頻繁に情報交換が行われており、円滑な運営がされておりました。今後も、本市の子供たちの読書活動を推進するために、図書館と学校とが定期的に情報や意見を交換し、支援体制を強化していくことが求められております。昨年から学校現場では、このような子供の学びを支援している事業として、学校図書館コーディネーターが各学校を巡回する事業がありますが、この事業は評判がよく、一月に1回程度の巡回では、コーディネーターが来るのが待ち切れないというのが現状であります。さきの9月議会では、回数はふやさないが充実させるとの答弁がなされておりますが、この事業を玉川こども図書館に移管させ、巡回回数をふやすことなどで機能の強化を図ることができないものか、お伺いいたします。

最後になりますが、この施設は小中学校の学生の利用が多くなると推測されることから、学校が休みの期間を省くと、平日は学生の来館者が見込みにく

いはずであります。そこで、玉川こども図書館の魅力を伝えるために、市内の児童・生徒を、21世紀美術館で行ったミュージアムクルーズのような企画で周知していくことが考えられないものかお聞かせください。また、利用者が子供や乳幼児を持つ親子が中心になることから、館内施設は親しみやすいものにすべきと考えますが、施設の整備はどのような視点で行われるのかお伺いし、質問を終わらせていただきます。(拍手)

○副議長(上田 章君) 山出市長。

〔市長山出 保君登壇〕

○市長(山出 保君) 12番栗森議員にお答えをします。

まず、公共交通についてお尋ねでして、利用促進月間の評価、そしてこれからの取り組みについてお尋ねになりました。公共交通利用促進月間を設けたわけですが、これは、マイカーから公共交通への転換を市民の皆さんに呼びかけますために、11月に実施したものであります。月間の事業として実施いたしました「市民会議」でございますが、この会議には多くの市民の方々に参加をいただきました。また、あわせて実施をいたしました「ノーマイカーデー」でございますが、フラットバスは2.6倍、路線バス、それから鉄道で約2割増の利用があったとお聞きをしています。あわせて、環状バスの運行実験を小立野―古府線を中心にいたしまして、11月から来年の2月まで実施をするわけであります。本格運行に向けて、より多くの利用を期待したいと、このように思っています。こうした取り組みにつきましては、総じて公共交通の利用を促す効果があったというふうに考えておまして、来年度も継続したいと、このように思っています。

それから、フラットバスにつきまして所見をお尋ねになりました。今度対象に考えました長町ルートであります。この長町ルートに関係する長町、長土堀地区のまちづくりについて、まずお尋ねになった次第でございますが、この地域は、金沢の歴史・文化が色濃く残っています。その魅力を求めて多くの人が来てくださるわけでありますので、ここに住んでいらっしゃる方のために、良好な環境を保ってほしい、保つべき地区であるというふうに考えております。地区内には細街路が多うございまして、車の通行には適しておりません。歩行者を優先するまちづくりが進められるべきだというふうに思っておりまして、ことしの10月でございましたが、通過交

通を抑制するための交通規制の導入につきまして、地域の皆さんの御理解をいただいたところでございます。あわせて、まちなみ保存でございますが、とりわけ長町武家屋敷界隈、ここでは、まちなみを保存するというにつきましても、地域の皆さんの御賛同をいただいた上で取り組んでまいることができたらと、このように思っております。

新しい路線のことについては都市政策局長からお答えをいたしまして、私からは、公共交通を支える体制が必要と思うかどうかというお尋ねにお答えをします。

新しい金沢交通戦略におきますさまざまな取り組みというのは、利用者の減少と利便性の低下という悪循環を断ち切りたいという思いからでございます。利便性を高めて、そして利用者をふやすことを目指しておる次第でございます。これまでも、交通事業者に対しましては、ノンステップバス、この導入、それから赤字路線バスへの補助、それからバス専用レーンの導入、利便性向上への取り組み、こうしたことについて、市として積極的な支援を行ってきた経緯がございます。御指摘になりましたのは、ヨーロッパのような行政支援でございますが、これは研究すべき課題であるというふうには思っていますが、まずは安全な運転の確保、それから交通事業者の自助努力、これも望まれるわけでございます。このことは、単に私だけが申し上げておるのではありません。私も、広く市民の皆さんの意見として踏まえていると、このことを申し上げたいと思っておりますし、加えまして、市といたしますと、交通事業者が利用者である市民の視点に立つと、市民に目を向けると、そんなことをお願いをして、そして、こうしたことが利用者の増加につながっていったら大変いいというふうに思っておりまして、こうした視点を踏まえた働きかけをこれから行っていきたいと、こう思っています。また、御支援をいただいたらありがたいと、このように思います。

一方、市民の意識啓発も大事だという御指摘でありました。本年度から公共交通利用促進市民会議でありますとか、市民の討論会でありますとか、そういうものを開いております。年明けになりましたら、まちなかを中心にいたしまして、コウカ単位で地域交通のあり方について検討する会の開催も予定しているわけございまして、私自身も、参加する機会ができれば参加したいと、このようにも思っています。それらの場で示されるところの市民の皆さんの

意見・要望を踏まえまして、交通事業者と利便性向上について協議をしておりますとともに、市民の皆さんには、まちなかは歩行者、公共交通優先であることに御理解をいただいて、これからのマイカーを中心とした意識からの転換、それをお願いをしております、こう思っておる次第でございます。決して易しいことではありませんけれども、このような取り組みを通じまして、市民と行政と事業者が連携をして、そして公共交通の利用促進を図ってまいりたいと、こう思っていますし、何よりも、より具体的に住民の中に行政も入り込んで行って、一緒に議論をするということを大事にしたいと思っています。

次に、障害者福祉施策についてお尋ねでございました。自立支援法施行後の一連の経過についてどのように受けとめているかというお尋ねでございました。支援法が全面実施されて1年を過ぎたわけですが、いまだに制度の変更がなされています。利用者や事業者に不安と混乱を招いているというふうに率直に思います。国におかれては、来年が見直しの年でもあるわけでございますので、制度の改正に当たりましては、利用者負担の軽減、事業者への経済的支援の継続、さらに就労に対する具体的な施策、こうしたことなどを将来にわたりまして、障害のある人が地域で安心して暮らせる制度になるように望んでおるわけでございます。

自立支援の施策の具体的ことにつきましては、担当の局長からお答えをいたしまして、私からは、精神に障害のある方が心身障害者医療費助成制度に加えられていないのはいかがなものかというお尋ねがございました。本市では、県内の福祉事務所長会議など機会あるごとに、精神に障害のある方も心身障害者医療費助成制度の対象にするように強く要望しているところでございまして、これからの県の動向を注視してまいりたい、このように思っています。

また、通院時の医療費助成を本市が導入できないかというお尋ねがございました。これにつきましては、障害者自立支援法に基づきまして、精神通院医療の実施主体は県でございます。筋からいいますと、市単独で新たに助成制度を設けることはいかがなものかという思いを持ってございまして、当面設けることは考えていないと、こう申し上げたいと思います。

グループホーム等のことにつきましては、所管の局長からお答えをいたします。

もう1つ、精神に障害のある方への支援体制でございますが、事務所のことなどをお触れになりました。松ヶ枝福祉館に新しい事務所の空間を確保するということは、事実上難しい状況でございます。御承知をいただきたいと思っております。このことはこのこととして、家族連合会として魅力のある活動をなさることが会の発展につながると、こういう思いがありまして、そういうことから、事業化については市としても支援をしていかなければいけないと思っておりますし、障害のある方々のもろもろの団体間の連携を強化するということにつきましては、市として何ができるかまじめに研究してまいりたい、このように思っています。いずれにいたしましても、精神障害への施策は、国、地方を通じましてスタートができました。そういう意味で、私は、率直に未開の分野であるという思いがありまして、これから力を入れなければいけない、そう思っておる次第でございます。

次に、歌劇座の改修とか、玉川こども図書館の整備にお触れでございました。歌劇座は、大きいコンベンションに対応できるように整備したいと思っておりますし、玉川こども図書館については、その立地条件からいたしますと、整備をいたしますと同時に、やはり機能面に絶対の配慮をすべきだと、そう思っていることを申し上げて、詳細については、それぞれ所管の局長からお答えをいたします。

○副議長（上田 章君）藤田都市政策局長。

〔都市政策局長藤田昌邦君登壇〕

○都市政策局長（藤田昌邦君）まず、公共交通に關しまして、フラットバスの新路線の利用者数をどの程度見込んでいるのかとの御質問でございました。現在運行している3ルート of 運行距離当たりの利用実績から勘案しますと、新ルート of 利用者数は1日当たり約600人が見込まれますが、新ルート運行時には、地域住民への積極的な周知活動等を行うことによりまして、さらなる利用者数の増加を目指していきたいと考えてございます。

次に、新ルート運行によるランニングコストのさらなる増加をどのように考えているのか、また、改善策があるのかのお尋ねでございました。フラットバスは、中心市街地活性化や高齢者の外出支援等を目的に運行しておりまして、収支のみで運行の是非を判断すべきものではございませんが、利用者数を増加することは大変大事なことでありというふうにご存念に考えておりまして、新ルートだけでなく、既存ル

ートも含めまして、沿線の方々に、さまざまな機会を通じてフラットバスの利用を呼びかけてまいりたいと考えてございます。

また、近年コストの増加の一因といたしまして、車両が古くなって故障が多いというようなことがございまして、維持費の軽減を図るために、故障の多い古い車両の更新を鋭意進めているところでございます。フラットバスの利用者数が微減傾向にありまして、今後運行を継続していくためには、市民の積極的な利用が不可欠であることも御理解いただきたいと考えてございます。

次に、歌劇座の改修工事につきまして、そのねらいと整備の内容をお尋ねでございました。今回の改修工事は、歌劇座の名にふさわしい総合的な芸術文化の発信拠点となるよう、舞台機能面の充実強化を図ることを目的としておりまして、建物のはりの撤去による舞台空間の拡大や照明等の設備面の改修、楽屋の増設等を行いたいと考えてございます。

次に、今回の改修で、大規模な大会を誘致するためのコンベンション機能を有する施設となるのかとお尋ねでございました。今回の改修工事に当たりましては、大規模なコンベンションにも対応できるよう、隣接する旧中央公民館の建物も活用いたしまして、分科会に利用できる大小の会議室を整備することとしてございます。同時に、国際会議に必要となる同時通訳装置の拡充や近隣の民間ホテルとの連携強化等も行うこととしておりまして、コンベンション機能の強化を図ってまいります。加えて、21世紀美術館との連携による歩行者の回遊性の向上を図るため、その間の歩行空間の確保についても研究してまいりたいと考えてございます。

続きまして、玉川こども図書館について幾つかお触れでございました。

まず、学校への図書貸し出し機能を持たせる考えはあるのかとお尋ねでございました。学校への図書の貸し出しにつきましては、御指摘のように、現在、玉川・泉野の両図書館で行っておりますが、玉川こども図書館の開館後は、このこども図書館がこの機能の中心的役割を担うものと考えてございます。そのため、適正な人員配置はもとより、子供や学校図書館などに関する専門的な知識が必要ですので、職員の資質向上のための専門研修にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校図書館コーディネーター事業の拠点を玉川こども図書館に移管させ、巡回回数をふやすこ

となどで機能強化を図ることはできないかとお尋ねでございました。学校図書館支援の機能を充実するため、仰せのように学校図書館コーディネーターの活動拠点をこども図書館に移すこととしておりまして、これにより学校図書館とのパイプ役としての機能が強化されるものと考えてございます。さらに、司書による学校図書館への助言・指導等もあわせて行っていきたいと考えてございます。

次に、ミュージアムクルーズのような企画を実施する考えがあるのかとお尋ねでございました。御指摘のように、ミュージアムクルーズのような子供がたくさん集まる仕掛けづくりは大切なことだと考えてございまして、玉川こども図書館では、子供を対象とした読み聞かせ会や読書会を行うこととしてございます。さらに、親子で楽しく学べる科学や工作などの体験活動といった新たな図書館サービスを実施していくことで、こども図書館の魅力を積極的にアピールしてまいりたいと考えてございます。

最後に、乳幼児を持つ親子の利用も想定されることから、親しみやすい環境整備が必要と考えるのがかとお尋ねでございました。玉川こども図書館の施設整備に当たりましては、乳幼児も含め、子供が利用しやすく、安全にも配慮した楽しい読書空間づくりを基本といたしてございます。具体的には、絵本の世界を楽しむことができる読み聞かせの部屋を初め、本や絵本を通じて親子の触れ合いを深める読書空間、さらに、楽しみながらさまざまな体験活動ができる部屋などを設置することとしてございます。さらには、乳幼児を連れた親子が利用できる授乳室や多目的トイレの設置も考えてございます。

以上でございます。

○副議長（上田 章君）横山福祉健康局長。

〔福祉健康局長横山外茂二君登壇〕

○福祉健康局長（横山外茂二君）障害者認定制度について、本市の認定の実態とあわせ、見直しの課題はどこにあるかとお尋ねがございました。本市の障害程度区分の認定に当たっては、お一人お一人の障害の特性をどう反映させるかという点について苦慮しているのが実態でございます。国の判定基準の見直しに当たっては、知的・精神に障害のある方の日常生活動作や意思の疎通、行動面について、個々の障害特性に応じた判断基準が策定されるべきであると考えております。

次に、グループホームやケアホームなど住まいの確保に加え、地域活動支援センターや生活訓練等の

地域で生活するための施設に対する支援体制はどのように確保され、法施行後どのような取り組みをしているのかとお尋ねいただきました。障害のある方が地域で生活を送る場合、住まいと日中活動の場の確保は、最も大事なものでございます。精神に障害のある方のグループホームやケアホームは、今年度3カ所ふえておりますし、また、地域活動支援センターに対しては、経営の安定化を図るため、従前の助成額を保障する本市独自の支援策を講じているところでございます。

次に、精神に障害のある方への訪問指導の充実についてお尋ねいただきました。近年は、訪問看護などの在宅支援サービスや障害者自立支援法の施行による地域活動支援センターの在宅支援活動が充実されてきております。精神障害者に対する訪問指導は、緊急介入や長期的支援が必要なケースが多く、困難な対応が求められておりますが、家族会や医療機関、関係機関との連携をより強化し、個々のニーズに応じた訪問指導の充実を努めてまいります。

以上でございます。